

うまい話は裏がある!

悪質商法にご用心!

2006年度の生協内の調査では、約1割の方が何らかの被害に遭った、2割の方が遭いそうになったと答えています。組合員さんの周りの方を含め、少しでも被害を減す目的で今回の発行としました。

あなたは大丈夫ですか?



オレ、オレっ!
俺だよ!

え〜、
弁護士ですが
息子さんが…

還付金
あります。

サイト料金
未納ですよ!

だましてお金を振り込ませ、気づいた時にはもう遅い…

振り込め詐欺

被害にあわないために



- あわてず冷静に事実を確認
- すぐに振り込まない
- 相手に連絡しない
- 無視をする

「タダであげます」「早い者勝ちですよ」は誘い文句!

催眠商法

得した気分させ、会場を盛り上げ高額商品を買わせる

布団・健康食品・家庭用電気治療器具など…



被害にあわないために



- こういう場所には近寄らない!

「このままではキケン」と不安につけ込む

点検商法

「無料で点検する」と家に入り、高額な改修工事を契約させる

シロアリ・床下換気扇・屋根工事など…



被害にあわないために



- 突然訪問の見知らぬ業者は家に入れない
- 必要なければキッパリ断る

「自宅でできてラクラク高収入」とウまい話で誘う

内職商法

仕事に必要なと高額な商品売りつけられ、仕事はあまり提供されない

ホームページ作成・データ入力・宛名書きなど…



被害にあわないために



- 簡単に高収入が得られることはまずないので十分に注意が必要です

「この投資は絶対にもうかります!」は危険がいっぱい!

利殖商法

リスクの説明なしで取引の勧誘をする

金・プラチナ・とうもろこし・大豆・未公開株など…



被害にあわないために



- ウマすぎるもうけ話を鵜呑みにしない
- 手を出さない
- キッパリ断る勇気を持つ

「アンケートに答えて」「当選しました」と喫茶店に誘い込む

キャッチセールス アポイントメントセールス

誘いにのってしまおう言葉巧みに強引に商品を売りつけてくる

アクセサリー・エステティックサービス・化粧品・絵画など…



被害にあわないために



- 誘われても相手にしない
- キッパリ断る

「こんな商品注文した覚えがないけど…?」

送りつけ商法 (ネガティブオプション)

一方的に商品を送りつけ、代金を請求する



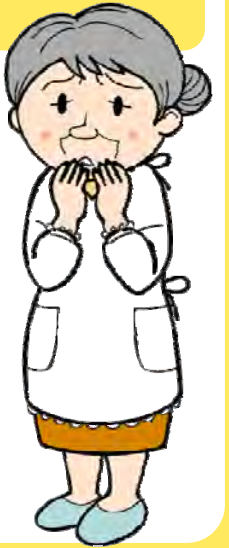
被害にあわないために



- 家族に注文の確認をする
- 注文していない商品は受取拒否
- * 14日間保管すれば自由に処分できる
- * 着払いで送り返す

訪問販売・電話勧誘などで契約をしてしまったけど…解約したい!

そんな時は「クーリング・オフ」を利用しましょう



クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマン等から強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの所定の期間を経過した場合であっても事業者がクーリング・オフを妨害するために虚偽の説明や脅迫を行った結果、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、その事業者が自らクーリング・オフできる旨を記載した書面を消費者に改めて交付し、その期日から所定の期間を経過するまでの間、消費者はクーリング・オフを行うことができます。支払ったお金は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。

「クーリング・オフ」のしかた

契約書面を受け取った日を含めて下記期間内に書面で通知します【ハガキの書き方(例)参照】

ハガキの両面をコピーし、控えとして大切に保管します

クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社にも通知します

ハガキは「配達記録」か「簡易書留」で送ります

クーリング・オフできる期間

訪問販売 (キャッチセールス・アポイントメントセールスも含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務 (エステティックサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスなど)	8日間
業務提供誘引販売 (内職商法・モニター商法など)	20日間

- 通信販売は、原則クーリング・オフはできません
- 消耗品(化粧品・健康食品など)で使用した分は原則クーリング・オフできません

ハガキの書き方(例)

クーリング・オフ通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社〇〇事業部

右記日付の契約は解除します。

〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名〇〇〇〇〇

困ったな! 変だな! と思ったら、あなたの町の「消費生活センター・相談窓口」に相談を!

栃木県消費生活センター 028-665-7744 (相談専用) 受付時間 月~金:午前9時~午後5時 土曜日:午前9時~午後4時(祝日、年末年始を除く)

宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	二宮町経済課	0285-74-5025
足利市消費生活センター	0284-73-1211	益子町産業観光課	0285-72-8846
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	茂木町商工観光課	0285-63-5644
佐野市消費生活センター	0283-61-1161	市貝町農林商工課	0285-68-1118
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	芳賀町商工観光課	028-677-1115
日光市消費生活センター	0288-22-4743	壬生町町民生活課	0282-81-1826
小山市消費生活センター	0285-22-3711	野木町産業課	0280-57-4153
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	大平町生活環境課	0282-43-9211
大田原市消費生活センター	0287-23-6236	藤岡町産業振興課	0282-62-0906
矢板市消費生活センター	0287-43-6755	岩舟町経済課	0282-55-7764
那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900	都賀町経済課	0282-29-1106
さくら市消費生活センター	028-681-2575	塩谷町産業振興課	0287-45-2211
下野市消費生活センター	0285-44-4883	高根沢町産業課	028-675-8104
那須烏山市商工観光課	0287-83-1115	那須町観光商工課	0287-72-6918
上三川町産業振興課	0285-56-9150	那珂川町商工観光課	0287-92-1116
西方町産業振興課	0282-92-0316		

相談受付時間等は上記の各センター・相談窓口にお問い合わせください。

発行 : 2008年10・11月

栃木県生活協同組合連合会
(県内16生協が加入する連合会です)

320-0052 栃木県宇都宮市中戸祭町821

<http://homepage2.nifty.com/tochigikenren/>

イラスト/みつぎ